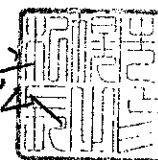


札幌市脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための市税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月 13 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第 9 号

札幌市脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための市税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための市税の課税の特例に関する条例施行規則（令和7年規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後								
<p>別表1（第3条第1項関係）</p> <table border="1" data-bbox="293 339 1137 491"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 339 573 411">産業</th> <th data-bbox="573 339 1137 411">業種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="293 411 1137 491">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において「洋上風力関連産業」とは、<u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）第2条第2項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備を用いた発電に関連する産業をいう。</u></p> <p>2～15 （略）</p>	産業	業種	(略)		<p>別表1（第3条第1項関係）</p> <table border="1" data-bbox="1211 352 2056 504"> <thead> <tr> <th data-bbox="1211 352 1491 424">産業</th> <th data-bbox="1491 352 2056 424">業種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1211 424 2056 504">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において「洋上風力関連産業」とは、<u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号）第2条第2項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備を用いた発電に関連する産業をいう。</u></p> <p>2～15 （略）</p>	産業	業種	(略)	
産業	業種								
(略)									
産業	業種								
(略)									

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。